



男女共同参画の視点

会議・講演会などに利用できます 男女共同参画センター

私たちは生まれるときに自分の性別を選ぶことはできません。それなのに、「男なんだから、女なんだから」と性別で役割を分けられたり、制限されたりした経験はありませんか。

男女共同参画センターは、男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を生かすことができる「男女共同参画社会」を推進するための自主的な学習・活動の拠点施設です。場所は図書館や公民館が集まるニュータウン地区に位置する、ボンベルタ成田店アネックス館B棟2階にあります。

施設にはマイク・スクリーン・プロジェクター・ホワイトボードなどの用意があり、会議や講演会、打ち合わせなどに利用できます。施設を使用するには許可が必要です。認定団体使用登録、団体使用登録、個人使用登録のいずれかに登録した人が利用できます。また、参画資料を展示し、テーブルと椅子を配置したミーティング室もあります。こちらは予約不要なフリースペースとなっていますので自由に利用してください。

開館時間＝午前9時～午後9時(予約は午後5時まで、午後5時



以降に予約がない場合は午後7時で閉館)

休館日＝12月29日～1月3日

使用料(1時間当たり)*1 *2

各部屋の名称と定員	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
会議室(50人)	210円(100円)	270円(130円)
活動室(20人)	100円	120円
多目的室(6人)	50円	60円

*1 かつこ内は会議室を2分割して使用した場合

*2 冷暖房を使用する期間(6月1日～9月30日、11月1日～3月31日)は、それぞれの使用料に40パーセントの割り増しがあります。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)または市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/environment/page104000.html>)へ。



消費生活相談Q&A

ご存知ですか? セルフメディケーション税制

Q 今年1月から、ドラッグストアなどで買った医薬品について、確定申告で医療費控除の特例が受けられるものがあると聞きましたが、どのようなもののでしょうか。

A セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てをして健康管理を図ることです。今年1月1日より、セルフメディケーションの推進と医療費の適正化のため、「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が創設されました。この制度の対象となる医薬品は、特定のOTC医薬品(処方箋なしにドラッグストアなどで購入できる医薬品)で、例えば、イブプロフェンを含んだ風邪薬やインドメタシンを含んだ湿布薬などがあります。

この制度は、平成29年1月1日～33年3月31日に、確定申告をする人またはその家族が購入したOTC医薬品の合計額が年間1万2,000円を超えた場合、その購入費用のうち1万2,000円を超えた額(上限8万8,000円)について所得控除する

ことができます。確定申告時には、1年間(1月1日～12月31日)に購入したOTC医薬品の領収書や確定申告をする人が定期健康診断などを受けたという証明が必要になります。

ただし、この制度は医療費控除の一部ですので、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。

この制度の対象商品(平成29年8月18日時点で1,636品目)のパッケージには、下のようなマークが付いていますが、マークがない商品でも当てはまるものがあります。厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)または日本一般用医薬品連合会ホームページ(<http://www.jfsmi.jp/lp/tax/>)で確認してください。

セルフメディケーション 税 控除 対象

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。